

広島県告示第千百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和二年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・一・三〇五号駅前吉島線、三・三・三一四号松川宇品線、一〇・七・三〇一号駅前大橋線、広島圏都市計画交通広場事業（広島平和記念都市建設事業）三〇一号広島駅南口交通広場、広島圏都市計画軌道事業（広島平和記念都市建設事業）三〇一号広島駅軌道及び広島圏都市計画通路事業（広島平和記念都市建設事業）三〇一号広島駅自由通路

三 事業施行期間

令和二年十一月九日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市南区松原町、京橋町、的場町一丁目、稲荷町、金屋町、松川町及び比治山町地内

使用の部分

広島県広島市南区松原町、京橋町及び的場町一丁目地内